

2020年4月30日

逗子市

特別定額給付金(仮称)給付事業について

今国会に提案されている「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」で実施することとされた特別定額給付金(仮称)事業により、感染拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うものです。

●給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている者

(参考)令和2年3月末日現在 住民基本台帳人口 59,500人

●給付額

給付対象者1人につき10万円

●歳入歳出予算額

6,014,528千円(国庫補助率10/10)

●給付金の申請

- ・市から給付金の申請に当たり必要となる申請書を各世帯へ郵送する。
- ・申請方法は、感染拡大防止の観点から①申請書類の郵送②マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請を基本とする。

●申請手続き開始日

準備が整い次第、速やかに申請書を発送する予定。

本件に関するお問い合わせ先：

経営企画部防災安全課 島貫・四宮

電話：046-873-1111 内線311